

静岡県水循環保全条例施行規則をここに公布する。

令和4年6月30日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第31号

静岡県水循環保全条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県水循環保全条例（令和4年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水源保全地域の指定等の案の公告)

**第2条** 条例第16条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水源保全地域の位置及び名称
- (2) 水源保全地域（区域を拡張する場合にあっては、当該拡張に係る部分に限る。）に含まれる土地の区域
- (3) 水源保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

(水源保全地域の指定等の案に対する意見書)

**第3条** 条例第16条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 水源保全地域の名称

(土地取引の届出)

**第4条** 条例第17条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、地役権、質権及び使用貸借による権利とする。

2 条例第17条第1項の規定による届出は、水源保全地域内土地取引届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

3 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした地形図
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の土地の所有権等を有することを証する書面の写し

4 条例第17条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の職業（個人である場合に限り。）及び連絡先の電話番号
- (2) 土地の所有権等の移転又は設定をしようとする者が法人である場合にあっては、担当者の氏名及び職名
- (3) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- (4) 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の管理者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号

- 5 条例第17条第2項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人又は国立研究開発法人森林研究・整備機構である場合
  - (2) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条第1項の規制区域、同法第27条の3第1項の注視区域又は同法第27条の6第1項の監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合
  - (3) 土地の所有権等の移転又は設定が農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合
  - (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項第3号に規定する事業を行うために土地売買等の契約を締結しようとする場合
  - (5) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を締結しようとする場合
- 6 条例第17条第7項の規定による届出は、水源保全地域内土地取引変更届出書（様式第2号）を提出して行うものとする。
- 7 前項に規定する届出書には、第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

（開発行為の届出）

**第5条** 条例第18条第1項の規則で定める土地の形質の変更は、土石の採取、鉱物の掘採、樹根の採掘、土地の掘削、切土、埋立て、盛土、開墾及び宅地の造成とする。

- 2 条例第18条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 地下水又は地表水を取水するための設備の設置
  - (2) 建物その他の工作物の新築、改築又は増築
  - (3) 立木竹の伐採
- 3 条例第18条第1項の規定による届出は、水源保全地域内開発行為届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。
- 4 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を2部添付するものとする。
- (1) 水源保全地域内開発行為概要書（様式第4号）
  - (2) 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書（様式第5号）
  - (3) 開発行為を行おうとする土地の区域（以下「開発区域」という。）の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
  - (4) 開発区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
  - (5) 開発行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに開発行為の施行方法を示した書類
  - (6) 開発行為が完了した時における開発区域及びその付近の地形図及び柱状断面図又は地質断面図並びに植生の復元に関する計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- 5 条例第18条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開発行為の目的
  - (2) 開発行為を行おうとする土地の地目
  - (3) 開発行為を行おうとする者が法人である場合にあっては、担当者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
  - (4) 開発行為の着手及び完了の予定年月日
  - (5) 開発区域の周辺地域の住民に対する開発行為の周知の方法
- 6 条例第18条第2項第3号に規定する規則で定める開発行為は、次に掲げる開発行為とする。
- (1) 森林法第10条の2第1項若しくは第34条第1項若しくは第2項の許可又は同法第10条の8第1項の規定による届出（伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合におけるものを除く。）若しくは同法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第11条第1項の許可を要する開発行為
  - (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可又は同法第43条の2第1項、第64条第1項、第127条第1項若しくは第139条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を要する開発行為
  - (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項の許可を要する開発行為
  - (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項の認可、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の許可又は同法第20条第6項後段、第21条第6項後段若しくは第33条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を要する開発行為
  - (8) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を要する開発行為
  - (9) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を要する開発行為
  - (10) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する開発行為
  - (11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出を要する開発行為
  - (12) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を要する開発行為
  - (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項又は第15条第1項の許可を要する開発行為
  - (14) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項ただし書若しくは第25条第4項の許可又は同条第9項若しくは第28条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (15) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第4項の許可又は同条第8項若しくは第39条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の許可を要する開発行為
  - (17) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可を要する開発行為
  - (18) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の許可を

要する開発行為

- (19) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の許可を要する開発行為
  - (20) 静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第12条第1項若しくは第33条第1項の許可又は同条例第13条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (21) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第10条第3項の認可、同条例第19条第4項の許可又は同条例第5項後段若しくは第29条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (22) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第13条第3項の許可又は同条例第8項若しくは第15条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (23) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第3条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (24) 静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）第6条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (25) 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）第3条第1項又は第9条第1項の許可を要する開発行為
  - (26) 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第22条第4項の許可又は同条例第8項若しくは第24条第1項の規定による届出を要する開発行為
  - (27) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第9条の許可を要する開発行為
- 7 条例第18条第2項第6号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する開発行為を行う場合
  - (2) 静岡県自然環境保全条例第24条第1項の協定を締結して開発行為を行う場合
  - (3) 静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する開発行為を行う場合
  - (4) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第2条第5項に規定する産業廃棄物処理施設等の同条例第20条第1項に規定する設置等に該当する開発行為（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可又は同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を要するものを除く。）を行う場合
  - (5) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合
  - (6) 建物その他の工作物の補修その他の通常管理行為を行う場合
- 8 条例第18条第7項の規定による届出は、水源保全地域内開発行為変更届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。
- 9 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を2部添付するものとする。
- (1) 水源保全地域内開発行為変更概要書（様式第7号）
  - (2) 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書（様式第8号）
  - (3) 第4項第3号から第6号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

- 10 知事は、条例第18条第1項又は第7項の規定による届出があったときは、遅滞なく、開発区域の位置、開発行為の内容、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、第4項第1号に規定する概要書及び同項第2号に規定する計画書又は前項第1号に規定する概要書及び同項第2号に規定する計画書を当該公告の日から15日間公衆の縦覧に供するものとする。
- 11 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る開発区域の周辺地域の住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間の満了の日までに、知事に健全な水循環の保全の見地からの意見書を提出することができる。
- 12 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 開発区域の位置  
（立入調査等の身分証明書）

**第6条** 条例第19条第3項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第9号）によるものとする。

（条例の適用除外となる市町の指定）

**第7条** 条例第22条の規定による指定は、県公報に登載して行うものとする。

#### 附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内土地取引届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地  
 氏 名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県 水源保全地域内において土地売買等の契約を締結するので、静岡県水循環保全条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

土地の所有権等の移転 又は設定をしようとする者（売主等）	住所又は所在地	届出者と同じ。
	氏名又は名称・代表者氏名	届出者と同じ。
	担当者職・氏名 (法人である場合に限る。)	
	電 話 番 号	
土地の所有権等の移転 又は設定を受けようとする者（買主等）	職 業 (個人である場合に限る。)	
	住所又は所在地	
	氏名又は名称・代表者氏名	
	電 話 番 号	
契約に係る土地の権利 の種別及び内容	種別： <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 内容： <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定	
	所有権以外の権利であって存続 期間を定める場合	存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
契約締結予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在（地番）	地目	面積	現況
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
合計	筆	m <sup>2</sup>	
土地の所有権等の移転 又は設定後における土地 の利用目的	<input type="checkbox"/> 現況と同じ <input type="checkbox"/> 現況と異なる（ ）		
土地の所有権等の移転 又は設定後における土地 の管理者	住所又は所在地		
	氏名又は名称・代表者氏名		
	電 話 番 号		
	職 業 (個人である場合に限る。)		

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。  
 2 土地の所在の欄は、届出に係る土地について1筆の土地ごとに記入してください。  
 3 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記入してください。  
 4 この様式には、次の書類を添付してください。  
 (1) 土地の位置を明らかにした地形図（縮尺2万5,000分の1～10万分の1程度。道路地図等の写しでも可）  
 (2) 登記事項証明書、借地契約書、入会地協定書等の土地の権利を有することを証する書面の写し

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内土地取引変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県 水源保全地域内における土地売買等の契約に関し届け出た事項に変更があったので、静岡県水循環保全条例第17条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地取引の届出年月日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

(注) この様式には、水源保全地域内土地取引届出書（様式第1号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るものについて、変更後の内容を明示したものを添付してください。

- (1) 土地の位置を明らかにした地形図（縮尺2万5,000分の1～10万分の1程度。道路地図等の写しでも可）
- (2) 登記事項証明書、借地契約書、入会地協定書等の土地の権利を有することを証する書面の写し

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内開発行為届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県 水源保全地域内において開発行為を行うので、静岡県水循環保全条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為の目的					
開発行為を行おうとする土地の区域	土地の所在 (地番)	地目	面積	m <sup>2</sup>	
開発行為の内容	種類	内 容			
	□土地の形質の変更	□土石の採取 □鉱物の掘採			
		採取(掘採)方法	□露天掘 □坑内掘 □その他( )		
		採取(掘採)量			
		採取(掘採)設備			
	土量 (樹根の採掘にあっては、面積)	□掘削 □切土 □埋立て □盛土 □樹根の採掘			
		土量 (樹根の採掘にあっては、面積)	m <sup>3</sup> m <sup>2</sup>		
	□開墾 □宅地の造成	施行面積			
		m <sup>2</sup>			
	□地下水等の取水設備の設置	□地下水	揚水機の吐出口の断面積	cm <sup>2</sup>	
	□地表水	平均1日取水(予定)量	m <sup>3</sup> /日		
□建物その他の工作物の新築等	□建物 □その他の工作物( )				
	□新築 □改築 □増築				
	敷地面積	規模及び構造			
□立木竹の伐採	樹種				
	伐採種別	□主伐(□皆伐 □単木択伐 □群状択伐) □間伐			
	伐採面積				
担当者	職・氏名	電話番号			
開発行為の着手の予定年月日	年 月 日				
開発行為の完了の予定年月日	年 月 日				
開発区域の周辺住民への周知方法					
□説明会の開催(時期: )					
□その他(具体的な方法: )					
□周知しない(理由: )					
備考					

(注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。

2 この様式には、次の書類を2部添付してください。

- (1) 水源保全地域内開発行為概要書(様式第4号)
- (2) 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書(様式第5号)
- (3) 開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図(道路地図等の写しでも可)
- (4) 開発区域及びその付近の状況(現況)を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図(森林、農地等を明示したもの。道路地図等の写しでも可)及び天然色写真(全景及び主な箇所を撮影したもの)
- (5) 開発行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに開発行為の施行方法を示した書類
- (6) 開発行為が完了した時における開発区域及びその付近の地形図及び柱状断面図又は地質断面図並びに植生の復元に関する計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面



様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内開発行為概要書

開発行為の目的					
開発行為を行おうとする土地の区域	土地の所在 (地番)		地目	面積	m <sup>2</sup>
開発行為の内容	種類	内 容			
	□土地の形質の変更	□土石の採取 □鉱物の掘採			
		採取（掘採）方法	□露天掘 □坑内掘 □その他（ ）		
		採取（掘採）量			
		採取（掘採）設備			
	□掘削 □切土 □埋立て □盛土 □樹根の採掘	土量 (樹根の採掘にあっては、面積)	m <sup>3</sup> (m <sup>2</sup> )		
		□開墾 □宅地の造成			
		施行面積	m <sup>2</sup>		
	□地下水等の取水設備の設置	□地下水	揚水機の吐出口の断面積	cm <sup>2</sup>	
		□地表水	平均1日取水（予定）量	m <sup>3</sup> /日	
	□建物その他の工作物の新築等	□建物 □その他の工作物（ ）			
		□新築 □改築 □増築			
敷地面積					
□立木竹の伐採	樹種				
	伐採種別	□主伐（□皆伐 □単木択伐 □群状択伐） □間伐			
	伐採面積				
開発行為の着手の予定年月日	年 月 日				
開発行為の完了の予定年月日	年 月 日				
添付書類	<input type="checkbox"/> 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書 <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 概況図 <input type="checkbox"/> 天然色写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図（ 枚） <input type="checkbox"/> 縦断面図（ 枚） <input type="checkbox"/> 横断面図（ 枚） <input type="checkbox"/> 構造図（ 枚） <input type="checkbox"/> その他図面（ 枚） <input type="checkbox"/> 完了時における図面				
開発区域の周辺住民への周知方法					
□説明会の開催（時期： ）					
□その他（具体的な方法： ）					
□周知しない（理由： ）					
備考					

(注) 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書

開発行為を行おうとする土地の区域		土地の所在 (地番)	地目	面積	m <sup>2</sup>
工事中又は 工事後の別	工種	環境要素	影響予測		影響に対する対策

(注) 1 環境要素の欄は、次の中から該当する項目を選択し、記載してください。

- ①地下水の水質の汚濁、②地表水の水質の汚濁、③地盤沈下、④地下水の変化、⑤河川流量の変化、⑥海況の変化、⑦土壌・土砂の流出・堆積、⑧生態系の変化、⑨景観の変化、⑩住民生活の変化、⑪水に関する文化の変化、⑫その他（具体的な要素を記載すること。）

2 影響予測の欄は、開発行為により予測される影響を具体的に記載してください。

様式第 6 号（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

水源保全地域内開発行為変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県 水源保全地域内における開発行為に関し届け出た事項に変更があったので、静岡県水循環条例第18条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為の届出年月日	年 月 日				
開発行為を行うおとす土地の区 域	土地の所在(地番)		地目	面積	m <sup>2</sup>
変更の内容					
変更の理由					
開発区域の周辺住民への周知方法 <input type="checkbox"/> 説明会の開催（時期： ） <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法： ） <input type="checkbox"/> 周知しない（理由： ）					

(注) この様式には、次の書類を 2 部添付してください。

- (1) 水源保全地域内開発行為変更概要書（様式第 7 号）
- (2) 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書（様式第 8 号）
- (3) 水源保全地域内開発行為届出書（様式第 3 号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るもの（変更後の内容を明示したもの）
  - ア 開発区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図（道路地図等の写しでも可）
  - イ 開発区域及びその付近の状況（現況）を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図（森林、農地等を明示したもの。道路地図等の写しでも可）及び天然色写真（全景及び主な箇所を撮影したもの）
  - ウ 開発行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに開発行為の施行方法を示した書類
  - エ 開発行為が完了した時における開発区域及びその付近の地形図及び柱状断面図又は地質断面図並びに植生の復元に関する計画を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の図面

様式第7号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内開発行為変更概要書

開発行為を行おうとする土地の 区 域	土地の所在 (地 番)		地 目		面 積	m <sup>2</sup>
変 更 の 内 容						
変 更 の 理 由						
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書 <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 概況図 <input type="checkbox"/> 天然色写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 ( 枚) <input type="checkbox"/> 縦断面図 ( 枚) <input type="checkbox"/> 横断面図 ( 枚) <input type="checkbox"/> 構造図 ( 枚) <input type="checkbox"/> その他図面 ( 枚) <input type="checkbox"/> 完了時における図面					
開発区域の周辺住民への周知方法 <input type="checkbox"/> 説明会の開催 (時 期 : ) <input type="checkbox"/> その他 (具体的な方法 : ) <input type="checkbox"/> 周知しない (理 由 : )						

様式第 8 号（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書

開発行為を行おうとする土地の区 域	土地の所在 (地 番)		地 目		面 積	m <sup>2</sup>
変 更 の 内 容						
変 更 の 理 由						

様式第9号（第6条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
印		

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。